

はならぬ。

III しかし実地にこの測定方法を採用する場合には次の便益に依拠した方がよい。即ち、(1)収穫の影響のみを考慮する (2)効率の評価には今の市場価格体系を用いるのが最も妥当とされてゐる。農耕的効率はそれ故近似の有形的市場価格によって算出るべきである。又発生の期間を要にするものは物価水準、利子率で調整する必要がある。従ってこの場合には仮定する經濟水準に就て予めその妥当性を求めておく必要があるであらう。

IV 計画の実施便益は効率測定に更なるを有する。即ち国家が直接に相当する場合には通常費用を超過する便益の最大額を獲得しうる計画を吟味すればよいが、個人又はその集団の場合には資金に一定の限界があるために超過便益の率が問題となる。従って未開拓地の開拓では個人又はその集団の獲得しうる純便益をも費用に対する効率として示したもののが市場利子率より高いか、或は最も低い場合にも次等の有する可能な換算費用に同量の努力、資材を投入して得られる効率よりも有利でなければならぬ。又計画が政策として行われる限り、それが国民経済或は地方経済の利益増進に寄与すべきは当然であらう。若しこの場合両者の利害が対立するならば最初の計画は部分的に変更するか、又おそれでも満足が得られない時は後者の立場を優先すべきであらう。

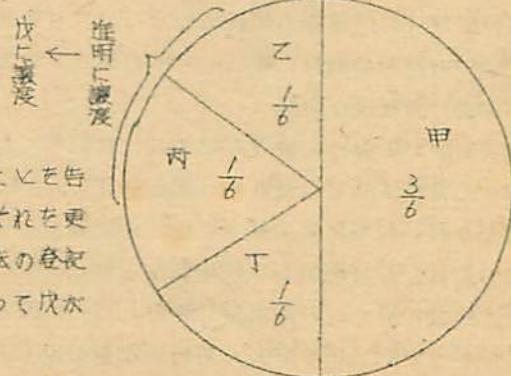
共有山林に属する一判例

九州大学農学部 益田義寿

事件名 共有権範囲認証状事件 昭和19年9月28日大蔵省第3民事部判決

判決要旨 不動産の共有者の持分不均等ながも其の登記を爲さずして單に共有権の登記を行なしたるに過ぎざる場合に於ては共有者は其一人より持分を均等なものにして善意に譲受けたる第三者に対し其持分の不均等なることを以て対抗することを許す。

事実 甲の先代は訴外乙、丙、丁と共に山林3.7町を買受け、代金負担の割合に応じて夫々 $\frac{3}{6}$ 、 $\frac{1}{6}$ 、 $\frac{1}{6}$ 、 $\frac{1}{6}$ の持分の共有山林とし、登記簿には共有権のみ登記をした。甲はその族史代の持分を相続した。乙、丙は訴外進明にその持分の割合の異なることを告げずにその持分を譲渡した。進明はそれを更に戊に譲渡し、進明は未だ共有権移転の登記をしていなかつたので中間着略によつて戊が共有権の登記をした。



請求の趣旨 甲、被上告人(被告)

戊の持分は $\frac{1}{2} + \frac{1}{2} = \frac{2}{2}$

戊、上告人(被告)の抗弁

戊の持分は $\frac{1}{2} + \frac{1}{2} = \frac{2}{2}$ (民法250條により)

原判決 甲の請求の趣旨を容認

- 1 戊の抵当権の抗弁は不動産物件の譲渡には適用なし。
- 2 戊は未だ登記の欠缺を主張するにつき正当なる第三者(民法1177條とは認めがたい)。

上告判決 破棄 原審差戻

- 1 未登記持分の譲渡には民法250條の推定あり
- 2 かよろに感じた戊は民法1177條にいう正当なる第三者なり。

批評

原判決は明らかに誤判である。甲、乙、丙、丁両の持分相異なる登記の有無を確認せず、直ちに甲の請求の全趣旨を認めたことは最悪不謹である。又判旨第二段は明らかに民法1177條の誤解である。上告判決は正当である。持分の相異なる本件山林がその持分の登記をしない以上は、民法250條によって持分相違しきことの積極的効果を受けろ。よって申の請求の趣旨は失当である。然し判旨第二段において戊が民法1177條の保護を受ける所には善意にその持分の譲渡を受けたことを要するとするのは当を得ない。民法1177條にいう第三者について善意悪意を区別しない学究判例と相反する判旨である。

林業地帯地域区分と

林業投資による調査 (予報)

一 北九州三県を対象として

九大 塩谷 駿、倉天 博、黒田 治夫

林野庁及び各県各課の御賜教の下に、九大林政学教室にて本年度研究課題として、同下計画中の収穫の調査に就いて、その構成の概要を報告し各所の御批判を仰ぐたいと思う。

一 調査の収穫及び課題

林業生産の実相を大観するとそれは地域的に著しい特徴を表わしているのに気がつく。即ち或る地域に於ては天然林の採取を主とし、或る地域では資源が多くを失い乍らも開拓は余り行われず林業は縮少生産的廃絶過程をとつてゐる。又或る地域では人為的資源培養即ち林業投資が飛躍して森林資源は第2次的に蓄積されている。而もこの第2次的蓄積は或る地域に於ては一般用材生産を、或る地域では工芸業資材生産を、又或る地域では燃料生産を目的とする年々熟むる投資の形を示している。以上の地域的持続ある林業の